

塩竈市認可保育所等整備事業者募集要項

令和6年4月1日開所分

1. 趣旨	P1
2. 応募に当たっての注意事項	P1
3. 募集内容	P1
4. 運営要件	P2
5. 施設整備の手法	P3
6. 募集事業者の条件	P3
7. 整備手法	P3
8. 事業者の選定方法	P4
9. 応募受付内容	P4
10. 応募にかかる質問について	P5
11. 受審結果の通知及び公表	P5
12. その他	P5

塩竈市

令和4年4月

塩竈市認可保育所等整備事業者募集要項

1. 趣旨

塩竈市では親が安心して子どもを産み育てられるまちを目標に、働きながら子育てができる環境づくりのため、保育所を新設する事業者を募集します。

2. 応募に当たっての注意事項

- (1) 本要項による承認を受けた場合でも、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等（以下「関係法令等」という）の規定による認可等の申請手続きが別途必要となります。また、認可等の申請時点において、関係法令等の基準を満たしている必要があります。
- (2) 資料作成等に係る費用については、事業者負担となります。また、提出された書類は返却いたしません。
- (3) 応募内容については公表する場合があります。
- (4) 本要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。

3. 募集内容

(1) 整備する施設

児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条に規定する認定こども園（ただし保育所型又は幼保連携型に限る）

(2) 整備場所

塩竈市内で以下の条件を満たす場所に設置することを基本とします。

- 塩竈市津波避難計画で定められている津波注意報以上が発表された際避難対象とする地域（東日本大震災の津波浸水地域）以外
- 塩竈市下水道計画で定められている浸水想定区域以外
- 宮城県が指定している土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外

(3) 整備時期及び開園時期（スケジュール）

令和４年度中に整備事業者を選定、令和５年度中に施設を整備し、令和６年４月１日開園を目指します。（事業者内示後は個別にスケジュールを調整するものとします）

時期	内容
令和４年４月	事業者募集
令和４年７月	事業者ヒアリング・事業者内示
令和４年１０月	補助金内示
令和４年１１月～	建設工事
令和５年１２月	認可申請
令和６年１月	市の施設検査
令和６年４月	開園

(4) 募集する施設規模及び施設数

60名程度の施設２施設。

塩竈市全体で 120 名程度の定員増加を図るため、事業者からの応募状況により定員が増減する場合があります。

(5) 定員構成

0歳児、1歳児、2歳児それぞれの定員を設定して下さい。

(6) 施設名称

施設名称については公益性や中立性に配慮するとともに、利用者の混乱等を避けた適切なものとする。

4. 運営要件

(1) 開所日

月曜日から土曜日（祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

(2) 保育時間

11時間（例 7：00～18：00、7：30～18：30 等）

※開園時間を 11 時間より長く設定することは可

(3) 保育料

塩竈市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則で定められている金額とします。

(4) 給食

- ・ 完全給食（月曜日から土曜日の提供、主食・副食の提供）
- ・ 児童個別のアレルギー等への対応
- ・ 栄養士の活用（配置・兼務・嘱託等雇用形態は問いません）
- ・ 3歳以上児の給食費は主食費が 3,000 円/月以下、副食費が原則 4,500 円/月

(5) 保護者の費用負担

実費徴収においては保護者に過度な負担を求めないこと。また、新たな実費徴収が必要な場合には保護者との協議により実施すること。

(6) 法令の遵守

施設の整備及び運営に当たっては、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係法令を遵守すること。

5. 施設整備の手法

新築整備、賃貸物件を活用した整備のいずれも可とします。

(1) 新築整備

事業者が土地を確保（自己所有・借地のいずれも可）して、施設を新築整備

(2) 賃貸物件を活用した整備

事業者が賃貸物件の建物を改修して、施設を整備

6. 募集事業者の条件

下記の条件を全て満たしている事業者

- 宮城県内において保育所や認定こども園等を運営している者
- 十分な資力、信用、技術等を有し、継続的に安定した事業運営ができる者
- 過去の施設運営において不誠実な対応を行うなど、市が不相当と認める事由を有していない者
- 施設整備に関する土地や建物を自ら確保し、開園まで円滑なスケジュールのもと準備ができる者
- 施設開設概ね3年後に「宮城県福祉サービス第三者評価」を受審し、受審結果を公表できる者
- 施設の開設準備期間から市との協議・調整を密に行い、周辺地域への情報提供や説明会等を適切に行える者
- 関係法令等に定める欠格事由に該当しないこと

7. 整備手法

以下のいずれかの方法により整備してください。

(1) 補助整備

施設整備補助金を活用し、施設を整備する方法。

施設整備において国の整備補助事業を活用する場合には、国の交付要項及び関係規程に基づき実施します。

ただし、令和4年度及び令和5年度において保育所等整備交付金等の対象にならない場合や本市の予算が成立しない場合には施設整備時期や開所時期等の見直しを行うことがあり、このことにより事業者が侵害を被ったとしても本市においては、一切の責を負いません。

また、施設整備の着手は、補助金等交付決定通知書の日付以降となり、決定通知前の経費については対象経費として認められません。補助金を受給して事業を開始した場合、何らかの事情により事業を廃止する場合は、設備の耐用年数等に応じて、補助金の返還を求める場合があります。

(2) 単独整備

自己資金や金融機関等からの借入金等により、施設を整備する方法。

8. 事業者の選定方法

(1) 選定方法

選定事業者は本市での書面審査及び面接審査（プレゼンテーション）の上、決定します。

(2) 審査項目

審査項目	概要
法人の適格性	- 財政基盤等安定的な施設運営 - 他保育施設との協力体制の構築 - 塩竈市との関わり度合いや協議・調整体制
新設場所の適正	- 既存施設との適切な距離 - 利用者の利便性 - 児童の送迎時に使用する駐車場の確保
施設の運営体制	- 保育士の適切かつ良好な処遇対応 - 良好な職場環境 - 保育業務の ICT 化等良好な施設設備
保育内容	- 児童や保護者等との適切なコミュニケーション - 障害児保育・一時預かり事業・病児保育・病後児保育の実施・開園時間の拡大等 - 独自性のあるプログラム

9. 応募受付内容

(1) 受付期間

令和4年4月30日（土）～令和4年6月30日（木）

(2) 提出書類

- ① 様式第1号 認可保育所等の設置・運営希望申込書
- ② 様式第2号 事業概要調書
- ③ 様式第3号 役員名簿一覧表
- ④ 様式第4号 資金計画書
- ⑤ 様式第5号 ヒアリングシート
- ⑥ 添付書類

(3) 提出方法

紙媒体原本1部、副本（原本の写し）10部（塩竈市福祉子ども未来部保育課への持参又は郵送）

(4) 提出先

塩竈市福祉子ども未来部保育課保育係
〒985-0052 宮城県塩竈市本町1番1号
TEL 022-353-7797 FAX 022-366-7167

1 0. 応募にかかる質問について

電子メールにより質問を受け付けます。

(1) 受付先

塩竈市福祉子ども未来部保育課保育係 (hoiku@city.shiogama.miyagi.jp)

(2) 質問様式

様式は問いませんが、質問を送付する電子メールのタイトルを「保育所等整備事業者募集に関する質問」としてください。

(3) 質問受付期間

令和4年5月9日（月）～令和4年5月16日（月）

(4) 質問回答方法・回答日

塩竈市ホームページでの回答（令和4年5月19日（木））

(5) その他

質問者の氏名等は公表しません。

1 1. 受審結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての審査終了後に、申請者へ文書により通知します。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、本市ホームページで公表します。

(3) 審査結果の取消等

- ① 審査後であっても申請内容に虚偽があった場合、本要項の内容を満たさない場合、又は申請内容が認可基準を満たさないことが明らかとなった場合は、審査結果を取り消すことがあります。
- ② 審査後の応募内容の変更は、原則として認めません。ただし、保育サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ない場合は、市と協議の上、認める場合があります。

1 2. その他

- (1) 今後、国が示す制度の内容により基準等が変更となった場合、変更への対応等については施設の責任により行うこととし、市はその損害等を補償いたしません。
- (2) 施設の建設や運営のためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であることから、事業採択時に事業者の責任で、近隣住民及び町内会等を対象とする説明会を開催してください。特に施設に隣接する住民等に対しては、確実に説明を行うようにしてください。
- (3) 本要項に定めのない事項については、本市との協議により定めることとします。